

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙期日及び各選挙区において選挙すべき議員の数	選挙管理委員会書記室
・ 繰上投票区及び繰上期日	〃
・ 投票用紙の様式及び規格	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 開票事務と選挙会事務との合同	〃
・ 選挙会を行う場所及び日時	〃
・ 選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第9号

長崎県議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会

委員長 茸本 昭晴

- 1 選挙の期日 令和5年4月9日
- 2 各選挙区において選挙すべき議員の数

選 挙 区	選挙すべき議員の数
長崎市選挙区	14人
佐世保市・北松浦郡選挙区	9人
島原市選挙区	2人
諫早市選挙区	4人
大村市選挙区	3人
平戸市選挙区	1人
松浦市選挙区	1人
対馬市選挙区	1人

選 挙 区	選挙すべき議員の数
壱岐市選挙区	1人
五島市選挙区	1人
西海市選挙区	1人
雲仙市選挙区	2人
南島原市選挙区	2人
西彼杵郡選挙区	2人
東彼杵郡選挙区	1人
南松浦郡選挙区	1人

長崎県選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規

定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票日を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

市 町 名	繰 上 投 票 区 名	投 票 期 日
五 島 市	福江第22投票区 (久賀島地区) 奈留第1投票区 (浦地区) 奈留第2投票区 (泊・大林・前島・汐池・東風泊地区) 奈留第3投票区 (船廻・矢神・南越地区) 奈留第4投票区 (白這地区) 奈留第5投票区 (夏井・大串地区)	令和5年4月8日
西 海 市	第28投票区 (江島地区) 第29投票区 (平島地区) 第32投票区 (釜浦地区 (松島) ほか) 第33投票区 (外平地区 (松島))	
小 値 賀 町	第5投票区 (大島地区)	

長崎県選挙管理委員会告示第11号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1 長崎県議会議員一般選挙投票用紙

令和五年四月九日執行

長 崎 県 議 会 議 員
一 般 選 挙 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はオレンジ色とし、文字は黒色刷りとする。
2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 長崎県議会議員一般選挙点字投票用紙

令和五年四月九日執行
長 崎 県 議 会 議 員
一 般 選 挙 投 票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

点字投票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はオレンジ色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 3 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選 挙 区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
長崎市選挙区	桂 祥	長崎県長崎市	深山 徹哉	長崎県長崎市
佐世保市・北松浦郡選挙区	三浦 正史	長崎県佐世保市	岳本 志保	長崎県佐世保市
島原市選挙区	内田 健雄	長崎県島原市	本田 菊美	長崎県島原市
諫早市選挙区	宮崎 貴志雄	長崎県諫早市	吉谷 成彦	長崎県諫早市
大村市選挙区	橋本 真人	長崎県大村市	中嶋 浩	長崎県大村市
平戸市選挙区	宮木 大人	長崎県平戸市	岩永 耕一	長崎県平戸市
松浦市選挙区	青木 孝一	長崎県松浦市	森田 俊行	長崎県松浦市
対馬市選挙区	木寺 裕也	長崎県対馬市	庄司 克啓	長崎県対馬市
壱岐市選挙区	西 雪晴	長崎県壱岐市	中谷 忠司	長崎県壱岐市
五島市選挙区	平田 國廣	長崎県五島市	中村 健一	長崎県五島市
西海市選挙区	下田 昭博	長崎県西海市	岸下 輝信	長崎県西海市
雲仙市選挙区	富永 篤	長崎県雲仙市	荒木 憲治	長崎県雲仙市
南島原市選挙区	山平 進	長崎県南島原市	林田 博喜	長崎県南島原市
西彼杵郡選挙区	大塚 英樹	長崎県長崎市	小橋 和則	長崎県長崎市
東彼杵郡選挙区	山口 正隆	長崎県佐世保市	小島 敬輝	長崎県長崎市
南松浦郡選挙区	明石 仁	長崎県南松浦郡新上五島町	川崎 一成	長崎県南松浦郡新上五島町

長崎県選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙において、選挙会の区域と開票の区域が同一である選挙区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市及び南松浦郡）の開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、それぞれの選挙会を行う場所において選挙会の事務に併せて行う。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

長崎県選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選 挙 区	選 挙 会 を 行 う 場 所	選 挙 会 を 行 う 日 時
長崎市選挙区	長崎市魚の町5番1号 長崎市民体育館	令和5年4月9日 午後9時45分
佐世保市・ 北松浦郡選挙区	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所本庁舎4階全員協議会室	令和5年4月11日 午前9時
島原市選挙区	島原市弁天町二丁目7295番地1 島原市霊丘公園体育館弓道場	令和5年4月9日 午後9時15分
諫早市選挙区	諫早市東小路町2番38号 諫早市体育館	令和5年4月9日 午後8時
大村市選挙区	大村市幸町25番地33 大村市体育文化センターメインアリーナ	令和5年4月9日 午後9時10分
平戸市選挙区	平戸市岩の上町1529番地 平戸文化センター1階主催者事務室	令和5年4月9日 午後8時
松浦市選挙区	松浦市志佐町浦免1110番地 松浦市文化会館ふれあいホール	令和5年4月9日 午後8時
対馬市選挙区	対馬市峰町三根353番地 対馬市シャインドームみね	令和5年4月9日 午後8時30分
壱岐市選挙区	壱岐市郷ノ浦町本村触445番地 壱岐の島ホール中ホール	令和5年4月9日 午後8時
五島市選挙区	五島市三尾野町266番地1 五島市中央公園市民体育館	令和5年4月9日 午後8時
西海市選挙区	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地 西海市大瀬戸コミュニティセンター3階大会議室	令和5年4月9日 午後8時
雲仙市選挙区	雲仙市吾妻町牛口名537番地1 吾妻町ふるさと会館多目的ホール	令和5年4月9日 午後8時
南島原市選挙区	南島原市有家町山川131番地1 南島原市ありえコレジヨホール	令和5年4月9日 午後9時15分
西彼杵郡選挙区	長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟321会議室	令和5年4月11日 午前9時30分
東彼杵郡選挙区	佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局本館3階第一会議室	令和5年4月11日 午前9時30分
南松浦郡選挙区	南松浦郡新上五島町榎津郷488番地2 新上五島町離島開発総合センター	令和5年4月9日 午後8時

長崎県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙において発行する選挙公報について、長崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年長崎県条例第9号）第4条第2項の規定により、候補者の掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

選 挙 区	くじを行う場所	くじを行う日時
長崎市選挙区	長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル6階大会議室	令和5年3月31日 午後5時30分
佐世保市・ 北松浦郡選挙区	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所本庁舎11階会議室2	令和5年3月31日 午後5時30分
島原市選挙区	島原市上の町537番地 島原市役所本庁舎3階島原市選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時15分
諫早市選挙区	諫早市東小路町7番1号 諫早市役所別館1階第2会議室	令和5年3月31日 午後5時5分
大村市選挙区	大村市玖島一丁目25番地 大村市選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時20分
平戸市選挙区	平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所本庁3階選挙管理委員会事務局	令和5年3月31日 午後5時15分
松浦市選挙区	松浦市志佐町里免365番地 松浦市役所市民ホール	令和5年3月31日 午後5時20分
対馬市選挙区	対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所厳原庁舎別館第1・第2会議室	令和5年3月31日 午後5時15分
壱岐市選挙区	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市郷ノ浦庁舎2階会議室	令和5年3月31日 午後5時20分
五島市選挙区	五島市福江町1番1号 五島市役所2階2-B C会議室	令和5年3月31日 午後5時15分
西海市選挙区	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地 西海市役所2階第1会議室	令和5年3月31日 午後5時15分
雲仙市選挙区	雲仙市吾妻町牛口名537番地1 雲仙市役所別館3階会議室1・2	令和5年3月31日 午後5時15分
南島原市選挙区	南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市役所3階大会議室	令和5年3月31日 午後5時15分
西彼杵郡選挙区	長崎市尾上町3番1号 長崎県選挙管理委員会書記室	令和5年3月31日 午後5時15分
東彼杵郡選挙区	佐世保市木場田町3番25号 長崎県北振興局本館3階第一会議室	令和5年3月31日 午後5時10分
南松浦郡選挙区	南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場1階選挙管理委員会室	令和5年3月31日 午後5時15分

長崎県選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行の長崎県議会議員一般選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和5年3月31日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
ア 基本日額 10,000円
イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額
ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市長
尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)一一一
(八九五)二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市長
弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所
明